

清算・決済規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、清算・決済規程（以下「規程」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

第2条から第5条まで 削除

(現物非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第6条 現物非清算参加者である取引参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 現物非清算参加者である取引参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定現物清算参

加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに行わなければならない。

- (1) 株主（優先出資者、受益者及び投資主を含む。）を確定するための基準日等の日
- (2) 種類株（業務規程第25条に規定する種類株をいう。）の発行者の定める取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日（当該前日に株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日（当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあっては、当該期間の開始日）の前日（当該日以外の日を別に定める必要があると本所が認めるときは、本所がその都度指定する日）及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日（当該前日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の行使条件での行使請求が可能な期間の最終日）
- (3) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の期中償還請求期間満了の日
- (4) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合の当該受益者を確定するための期日

(5) 受益証券発行信託の受益証券について、保管振替機構において受益者の報告が行われる場合の当該受益者を確定するための期日

(6) 利付債券（国債証券を除く。）の利払期日の前日

3 現物非清算参加者である現物取引参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日（決済日から起算して5日目の日が当該国債証券の利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合にあっては、当該利払期日の3日前（銀行休業日を除外する。）の日の前日までの日又は当該利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）のいずれかの日（休業日を除く。）に当該国債証券の引渡しを行わなければならぬ。

（売買証拠金の額）

第7条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、クリアリング機構が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額（円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。）以上の額とする。

（先物・オプション取引に係る転売又は買戻しの申告时限）

第8条 規程第20条第1項、第25条第1項並びに第32条第1項に規定する転売又は買戻しの申告は、当該転売又は買戻しが成立した取引日の終了する日において午後5時までに行うものとする。

(オプション取引に係る権利行使の申告时限)

第9条 規程第27条第1項及び第34条第1項に規定する権利行使の申告は、権利行使日において午後5時までに行うものとする。

(取引所 FX 取引に係る建玉の申告时限)

第10条 規程第36条の2第1項に規定する取引所 FX 取引に係る建玉の申告は、当該取引日の終了する日（休業日（取引所 FX 取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前10時までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本所は、必要があると認めるときは、同項の申告时限を臨時に変更することができるものとする。この場合においては、あらかじめその旨を FX 非清算参加者に通知する。

付 則

1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。

2 この規則施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年5月6日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄に関するこの規則の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月18日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第6条第2項第5号及び第6号の規定は、平成19年12月14日から施行する。

2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

付 則

この規則は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。

2 この規則施行の際，現に本所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。